

「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯」への給付金

「住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯」への給付金

住民税均等割のみ課税世帯への給付金

対象者

基準日(令和5年12月1日)に本市に住民登録があり、令和5年度住民税が均等割のみ課税されている世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみの世帯は除く。

支給額 1世帯当たり10万円

住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯への給付金

対象者

基準日(令和5年12月1日)

に本市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税が非課税の世帯および住民税均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の児童が扶養されている世帯

支給額

児童1人当たり5万円

共通 申請方法

対象となる世帯には支給通知書を送付しています。

確認書の提出が必要な方

次のいずれにも該当する場合

合には、世帯主あてに支給要件確認書を送付しています。

必要事項を記入の上、関係書類を添えて返送してください。

令和5年度に本市で支給した「電力・ガス・食料品等

価格高騰重点支援給付金(追加支給分)」を口座振込

により受給していない方

・マイナンバーカードで公金受取口座を登録していない方

確認書提出期限

8月30日(金)

◎問い合わせ・申請先:

福祉課地域福祉係

☎(24)5063

Fax(22)1547



インバウンド

推進費用を補助

外国人観光客受け入れのための環境整備に必要な費用の一部を補助します。

対象者

市内で観光関連事業を営む

中小企業者など

対象経費

・イン環境の整備、多言語表記の整備など

補助金額

・イン環境の整備

上限20万円

(対象経費の3分の2)

・多言語表記

上限10万円

(対象経費の3分の2)

申請期限 12月20日(金)

※予算上限に達し次第終了

申請方法

市ウェブサイトまたは観光課(市役所2階)に備え付けの

申請書に必要事項を記入の上、

必要書類を添えて申請してください。

◎問い合わせ・申し込み:

観光課観光立市係

☎(55)5095

Fax(22)8533



人権相談所を開設
お気軽にご相談ください

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、毎日の生活の中で起こるさまざまな問題の相談に応じてくれる身近な相談相手です。

相談は無料で、相談内容の秘密は厳守されます。一人で

悩まずご相談ください。

※常設人権相談所も

ご利用ください

面接相談会場

福島地方法務局人権擁護課

福島市本内字南長割1-3

(福島地方法務局分室内)

電話相談

・人権相談全般

☎0570(003)110

・子どもの人権110番

☎0120(007)110

・女性の人権ホットライン

☎0570(070)810

受付時間

平日 午前8時30分

午後5時15分

◎問い合わせ:

生活環境課生活防災係

☎(55)5102

Fax(22)4479

または各支所地域振興課

令和6年度 人権相談所開設予定

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	会場	時間
二本松	4(木)	9(木)	6(木)	4(木)	1(木)	5(木)	3(木)	7(木)	5(木)	9(木)	6(木)	6(木)	福祉センター	13:00~15:00 10:00~15:00
安達		10(金)	6(木)	3(水)			8(火)		5(木)				安達公民館	※1
岩代	25(木)		6(木)	4(木)	29(木)		3(木)		5(木)		6(木)		※2	9:30~11:30
東和		8(水)	3(月)		7(水)				4(水)		5(水)		東和支所	10:00~12:00

※1 5・12月10:00~15:00、6月12:00~15:00、7・10月10:00~12:00

※2 4・8・2月岩代支所、6・10月旭公民館、7・12月新殿公民館

令和6年度 市内の人権擁護委員(敬称略)

渡邊 一郎 (本町)	服部 栄一 (油井)
漆間 唯実 (根崎)	安在 政晴 (下川崎)
渡邊 公子 (八坂町)	佐藤 芳邦 (渋川)
佐藤 泰子 (古家)	安齋 盛次 (上川崎)
渡邊 孝雄 (成田町)	大原 弘行 (戸沢)
武藤 利一 (西新殿)	斎藤 ひとみ (針道)
遠藤 康子 (成田)	石川 ミヨ (木幡)
佐久間 優子 (百目木)	

令和6年4月～

「こども家庭センター」が開設されます

子育て世帯を包括的に支援するため、子育て・保健に関わる部署を改編します。(家庭児童相談室は安達保健福祉センター内へ移動します)また、D X推進課を新設します。

変更後		
(課名等)	(係名等) (主な業務内容)	(連絡先)
子育て支援課	子育て支援係 【本庁舎 1F】 ☎(55)5094 Fax(22)1547 少子化対策、結婚相談、子育て支援、子ども・子育て会議、母子・寡婦(夫)支援、児童手当、学童保育、キッズパーク など	
	幼保管理係 【本庁舎 3F】 ☎(55)5112 Fax(22)1547 保育所・幼稚園・認定こども園の管理・運営 など	
	幼保指導係 【本庁舎 3F】 ☎(24)5181 Fax(22)1547 保育所・幼稚園・認定こども園の指導・安全基準、家庭的保育事業 など	
こども家庭課 (こども家庭センター) 【安達保健福祉センター内】	こども家庭係 ☎(24)8660 Fax(23)1714 児童福祉、家庭児童相談室、要保護児童、子育て支援センター、家庭支援 など	
	家庭や子どもの悩み相談(家庭児童相談室) ☎(22)0783	
	母子保健係 ☎(55)5110 Fax(23)1714 妊産婦・乳幼児の健診・健康相談・支援、母子健康手帳の交付、母子保健(思春期保健、歯科口腔保健、栄養指導) など	
健康増進課 【安達保健福祉センター内】	予防管理係 ☎(23)6591 Fax(23)1714 健康に関する計画、休日救急医療、献血、予防接種、保健センター管理、放射線対策 など	
	成人保健係 ☎(55)5109 Fax(23)1714 健診・がん検診、保健指導、感染症予防、精神保健、成人・高齢者保健(歯科口腔保健、栄養指導)、健康推進員 など	
ディーエックス D X推進課 【本庁舎 3F】	ディーエックス D X推進係	☎(55)5101 Fax(22)5411



変更前	
(課名等)	(係名等)
子育て支援課	子ども家庭係 【本庁舎 1F】
	幼保管理係 【本庁舎 3F】
	幼保指導係 【本庁舎 3F】
健康増進課 【安達保健福祉センター内】	予防係
	保健係
	子育て世代 包括支援センター ワクチン接種 推進係
人事行政課 【本庁舎 3F】	電子情報係

初森・上太田地区の投票所が変わります

期日前投票制度の浸透や有権者数の減少を考慮し、投票区を再編します。

投票所が遠くなるなど、対象地区の方々にはご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

変更前	変更後
初森	⇒ 小浜(岩代支所)
⇒	小浜(岩代支所)
上太田	⇒ 新殿(新殿住民センター)

◎問い合わせ…選挙管理委員会事務局
☎(55)5146 Fax(22)7023

市民が主役。

市長からの手紙

こどもファースト 「こども家庭センター」

子どもは未来からの使者であり、二本松市の『宝』であります。

わが国における少子化の急速な進行は、社会、経済、地域などさまざまな分野に深刻な影響を及ぼしております。

地域のつながりや人間関係の希薄化、家庭が抱える問題の複雑化が進み、困難を抱える子どもが増加しております。

子どもが安心して自分らしく過ごせる居場所作りを積極的に進めていかなければなりません。

「こども家庭センター」

市では、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の両方の機能を抱合した「こども家庭センター」(Mum)を設置し、全ての子ども、子育て世代と妊産婦等に、切れ目のない包括的な支援を提供できるよう、伴走型相談支援や産後ケア事業を進めてまいります。

「こどもファースト」を市政の中心に据え、全ての子どもたちが将来に対して明るい希望を持って歩んでいける、夢や希望を実現できる二本松市を目指して、これからもより一層施策に磨きをかけてまいります。

「こどもファースト」

- ・児童虐待ではないかと思われたとき
- ・家庭の事情で子どもを育てるのが難しい
- ・言葉の遅れや発達の遅れが心配
- ・里親制度を利用したい



二本松市長
三保 恵一